

相 談 事 例

ID : 04-07-011

相談タイトル

自宅駐車場部分の隣地への越境について

Q : ご相談内容

自宅の駐車場部分が隣接地に越境しているとの指摘があった。隣接地は元は畑であり、隣地との間にはあぜ道があった。隣地に越境している部分について、取り壊してもらいたいらしいが、長年同様の状況であったことから法律的に取り壊さないとならないのか確認したい。

A : 回答

相談者の駐車場が隣地に越境していることが事実とすると、隣接地の所有者が有している所有権は、基本的に物を自由に使用・収益・処分（全面的に支配）する権利とされていますので、相談者の方個人として犯すことの出来ない権利となります。長期間占有していることによって、相談者の方自身が所有者になれるという、時効取得を主張されるのであれば、民法上の取扱いとなりますので、弁護士等に法的な相談をしていただくのが良いと考えます。なお、住まいの相談センターでも定期的に法律相談を実施しているので、利用されてはと思います。